平成２８年（フ）第７０８号
名古屋市瑞穂区白砂町１丁目53番地
破産者　有限会社大阪屋
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０１５号
大阪市淀川区西中島３丁目20―４
破産者　有限会社サイカ
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１６５号
大阪市北区豊崎３丁目10番２号
破産者　株式会社ｓａｌｏｎｄ　Ｙ
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２５３号
大阪府枚方市長尾西町３丁目24番５号
破産者　株式会社坂本工業
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４７０号
大阪市天王寺区上本町１丁目２―19―1202
破産者　オウサムピープルズ合同会社
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４９９号
大阪府東大阪市西堤本通西２丁目４番４号
破産者　株式会社大阪マシンキー製作所
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０４号
堺市西区鳳西町２丁４番地１
破産者　株式会社未来
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５０１号
神戸市中央区二宮町４丁目23番７号
破産者　株式会社きたむら工務店
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６９号
兵庫県姫路市飾磨区野田町127番地高田姫路南ビル３－Ｂ
破産者　株式会社ライブホーム販売
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５号
岡山県新見市西方1510番地４　おぐらアパート　Ｃ号棟
破産者　坪井　　清
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２８年（フ）第７６号
北海道網走郡美幌町字新町１丁目３番地１
破産者　株式会社レストハウス摩周
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
青森県八戸市沼館２丁目18番19号　光荘１号室
破産者　織田眞理子
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１０３３号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎西松原54番地14
破産者　株式会社ＹＦＣ
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０３４号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢677番地１
破産者　福島　康弘
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３２１号
静岡県沼津市五月町４番20号
破産者　アクアリウム株式会社
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
愛知県稲沢市高重西町182番地
破産者　株式会社クックパートナー
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１４８号
三重県津市柳山津興396―61　サニーピア203、住民票上の住所三重県津市高茶屋６丁目９番８号
破産者　駒田　哲也
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５６５号
大阪市住之江区緑木１丁目４番35号メディアプラザ２階
破産者　島幸株式会社
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３号
大阪府大阪市淀川区西中島５丁目７番11号―701号
破産者　株式会社マネージメントサービス
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第１５４号
宮崎市大塚町樋ノ口1929番地　トレジャコーポ黒木103号、前住所宮崎市大島町平原977番地１　サンコート大島Ｂ棟205号
破産者　東　　丈晴
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７１号
大阪市中央区南船場１丁目９番24―304号
破産者　株式会社司総合事務所
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係